

## 当事者の性別にかかわらず婚姻を可能とする民法等の改正を求める決議

人の性的指向や性自認は、個人的人格的生存に深く関わる。いかなる性的指向や性自認を有していようとも、等しく個人の尊厳が守られなければならない。憲法は、配偶者の選択、その他の婚姻及び家族に関する事項について、特に条文を設けて、「法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」（第24条第2項）と規定し、国会に対して、婚姻や家族の制度について、社会の変化に応じて、個人の尊厳と平等の観点に立脚した不断の検討を要請している。これは、婚姻が、当事者間の関係を法的に保護する社会的に重要な制度であることの表れである。

しかし、現在の日本では、法令上の性別が同性の者同士の婚姻（以下、特に断りがない場合でも「同性」・「異性」との文言は、法令上の性別を基準に記載する。また、同性の者同士の婚姻を「同性婚」という。）が認められていないため、自らの性的指向や性自認に従う限り、法的な婚姻を選択できない者がいる。これらの者は、婚姻によって与えられる様々な法的効果や社会的便益を得ることを望んでもかなわない立場にある。

同性の当事者間の関係も、異性の当事者間の関係と同様に人格的生存に深く関わる価値を有することから、異性との婚姻のみならず、同性と婚姻することについても婚姻の自由が保障されるべきである。ところが、現在の日本では、性自認が法令上の性別と一致する場合は、性的指向が異性に向く者は自らが望む相手と婚姻できるのに対して、性的指向が同性に向く者は自らが望む相手と婚姻を選択できないことになる。また、性自認が法令上の性別と異なる場合は、性的指向がその性自認に基づく異性に向く者であっても、その性自認ゆえに婚姻を選択できないことになる（例えば、性自認に基づけば異性同士であるが、法令上の性別に基づくと同様となる場合などである。）。このような異なる扱いは、正当化し得る合理的理由が存在しておらず、平等原則に違反する。

さらには、同性同士では婚姻を選択できないとすることは、同性同士のパートナーの関係を家族として認めないということにほかならず、個人の尊厳を損なうものであるといわざるを得ない。

近時の世論や情勢に目を向ければ、各種調査において同性婚の実現を支持する意見が高い割合を占めており、多くの地方自治体で同性の関係を家族として公的に認める制度が導入されている。そして、同性の者同士が婚姻を選択できないことの合

憲性を争点とした6件の訴訟が進行中であるところ、5件の高等裁判所の判決（いずれも上告審に係属中）において、違憲であるとの判断が示されている。

国際的にみれば、当事者の性別に関わりなく婚姻を選択できることは、もはや西欧諸国、南北アメリカ、オセアニアの多くの国・地域で可能となっており、アジアにおいても台湾、ネパール、タイで実現している。

当連合会は、「同性の当事者による婚姻に関する意見書」（2019年7月18日）において、同性婚が認められないことは「性的指向が同性に向く人々の婚姻の自由を侵害し、法の下での平等に違反するものであり、憲法13条、14条に照らし重大な人権侵害」であり、「国は、同性婚を認め、これに関連する法令の改正を速やかに行うべきである」との意見を発出し、その後も繰り返し同性婚の実現を求めてきた。

国は、婚姻制度に関する現在の状況が、日々、一定数の国民の婚姻の自由を侵害し、法の下での平等原則違反を惹起し、個人の尊厳を侵す結果を招いている事実を直視すべきであり、直ちに、このような人権侵害を是正し、民法等関連する法令の改正をすべきである。そして、この人権侵害を是正するに当たっては、登録パートナーシップ制度や民事連帯契約のような婚姻とは別の制度の創設によるべきではない。同性カップルが婚姻とは別の制度しか選択できないとすることは、性的指向や性自認という本人の意思によって変更できない重要な属性によって異性カップルとの間で合理的理由のない差異を設けることにほかならず、同性カップルへの差別を固定化し、あるいは新たな差別を生むものであって、到底許容し得るものではない。必要なのは同性カップルも現行の婚姻制度の利用を選択できるようにすることであり、そうしなければ、現に生じている人権侵害を是正できない。

当連合会は、国に対し、直ちに、当事者の性別にかかわらず婚姻できるようにし、民法等関連する法令の改正を行うことを求める。

以上のとおり決議する。

2025年（令和7年）12月12日  
日 本 弁 護 士 連 合 会

## 提 案 理 由

### 第1 性の多様性をめぐる日本の社会の現状

2023年6月23日、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（以下「LGBT理解増進法」という。）が施行された。

LGBT理解増進法は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない」（第3条）との基本理念を掲げるとともに、「この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状」があるとした上で、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする」（いずれも第1条）として、性の多様性に係る日本の社会の現状を端的に示している。

### 第2 同性カップルの婚姻に係る行政の見解とその問題点

#### 1 現行民法の規定とその解釈

民法は、婚姻の当事者が同性であることを婚姻障害事由（民法第731条から第736条まで）としておらず、同性間の婚姻が有効か無効かを明示していない。しかし、同性間の婚姻としての届出が受理された事例はなく、当連合会からの照会に対し、法務省は「戸籍事務は、同性婚を認めないとする民法に従って、処理される」との見解を示している（平成28年10月7日付け法務省民一第949号「人権救済申立事件について（回答）」）。この見解は、民法が婚姻の当事者を繰り返し「夫婦」と呼んでいることなどから、婚姻の当事者が男性と女性であることを想定しているとの理解を前提としていると解される。

#### 2 同性カップルが直面する問題

同性カップルは、婚姻できないことによって、生活の様々な場面において、法律上及び事実上の不利益を被っている。

例えば、①同性のパートナーは相続人となることができない。遺言により遺贈を受けることはできるが遺留分はなく、相続税の税率も高くなる。②同性のパートナーが入院した際、病院から家族として扱われず、医師から病状の説明を聞くことや病室に入ることすらできないことがある。③異性カップルは、婚姻して相手方の子と養子縁組をすればカップルの二人が共に親権者となれるが、同性カップルは、婚姻ができないことから、相手方の子と養子縁組をすると、子と血縁関係のある相手方が親権者ではなく、カップルの両名が共に親権者となることはできない（民法第818条）。④日本国籍の者が外国国籍の者と婚姻している場合、「日本人の配偶者等」の在留資格を得られるが、同性カップルの場合には、「日本人の配偶者等」の在留資格が認められることは皆無であり、「特定活動」の在留資格が認められることがあり得るにすぎない。

以上の場合に限らず、同性カップルが婚姻できない現状において、同性カップルは、民法、戸籍法をはじめ税法、社会保障法等の法令が婚姻に与える法的効果を楽しむことが不可能ないし極めて困難である。

また、婚姻は、憲法・民法において家族に関する重要な制度として規定されているが、国が同性間の婚姻を認めず、同性間の関係を婚姻制度に包摂しないということは、性的指向が同性に向く者及び性自認が法令上の性別と異なる者を社会的に存在しないもの、ないし価値のないものとして扱っているに等しい。このような法制度の在り方ともあいまって、同性間の関係があたかも存在しないかのような観念が、社会において維持される傾向がある。

これによって、性的指向が同性に向く者及び性自認が法令上の性別と異なる者は、同性のパートナーの存在を家族や職場など周囲に明かすことができず人間関係に心理的負担を生じたり、パートナーと家族になるという人生設計を描くことができず、パートナーとの関係性に困難を生じたり、若者にとっては結婚という選択肢を持たないことによって将来への希望をなくすなど、日々の生活においても様々な精神的苦痛を被っている。

同性カップルは、このような生活の様々な場面で毎日のように目に見えない不利益を受け続けており、その積み重ねにより、自己を否定され、尊厳を侵されたかのような思いになり、心身に多大なダメージを被っている。

### 3 人権救済申立てと当連合会の意見表明

2015年7月7日、同性の相手との婚姻を望む総勢455名の者から、当連合会に対し、内閣総理大臣及び法務大臣に対して同性婚を認めるための法案を国会に提出するよう勧告すること及び衆議院と参議院の各議長に対して同性

婚を認める法改正を行うよう勧告することを求める人権救済申立て（以下「同性婚人権救済申立て」という。）がなされた。

同性婚人権救済申立てを受け、当連合会は「同性の当事者による婚姻に関する意見書」（2019年7月18日）において、同性婚が認められていないことは「性的指向が同性に向く人々の婚姻の自由を侵害し、法の下での平等に違反するものであり、憲法13条、14条に照らし重大な人権侵害」であり、「国は、同性婚を認め、これに関連する法令の改正を速やかに行うべきである」との意見を述べた。同意見書は、内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長及び参議院議長に提出された。

また、「同性の者も事実上婚姻関係と同様の事情にある者として法の平等な適用を受けるべきことに関する意見書」（2021年2月18日）を發出して、「国及び地方公共団体は、法令等における「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」等の解釈において、法令上の性別が同じ者を除外することなく、法を平等に適用し、その保護を図るべきである」との意見を述べ、併せて、そもそも同性間の婚姻が認められないことは婚姻の自由を侵害し、平等原則違反であり、同性婚が法律上認められるよう法改正すべきであることを指摘した。

### 第3 同性婚をめぐる裁判所の判断

#### 1 全国一斉訴訟の提起

2019年2月14日、札幌、東京、名古屋及び大阪の各地方裁判所において、同性の相手との婚姻を望む原告らによって、「結婚の自由をすべての人に」訴訟が一斉に提起された。

これは、婚姻を異性間に限り、同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の諸規定（以下「本件（諸）規定」という。）は婚姻の自由を侵害し憲法第24条（及び憲法第13条）に違反し、また、異性カップルと同性カップル間で異なる取扱いをしていることが憲法第14条第1項に違反するものであり、これら本件諸規定の改廃を怠ったとして、国に対し、婚姻することができないことによって被った精神的な損害の賠償を求める国家賠償請求訴訟である。

また、その後福岡地方裁判所においても訴訟が提起され、東京地方裁判所では追加提訴（東京二次訴訟。以下、前述の2019年2月14日の東京地方裁判所での提訴を「東京一次訴訟」という。）がなされた。

#### 2 裁判所の判断

「結婚の自由をすべての人に」訴訟は、2021（令和3）年3月17日の札幌地方裁判所による違憲判決を皮切りに、5地裁、5高裁で、合計12件の

判決が言い渡されている。合憲判決を下した大阪地方裁判所（以下「大阪地裁判決」という。ただし、控訴審の大阪高等裁判所では違憲判決）及び東京二次訴訟に関する東京高等裁判所（以下「東京高裁二次訴訟判決」という。）を除く全ての裁判所では、本件諸規定が違憲あるいは違憲状態であるとの判断がなされた。しかし、国が本件諸規定の改廃を怠ったことは国家賠償法上違法ではないとして原告ら（控訴人ら）の請求（控訴）は全て棄却されたため、控訴人らは、最高裁判所に上告している。

以下、2025年11月28日に言い渡しがなされた東京高裁二次訴訟判決を除く各高等裁判所の判断を詳述する。

#### (1) 札幌高等裁判所の判断

札幌高等裁判所2024（令和6）年3月14日判決（以下「札幌高裁判決」という。）において、同裁判所は、憲法第24条第1項は人と人の婚姻の自由を定めたものであって、「同性間の婚姻についても、異性間の婚姻と同程度に保障する趣旨である」と述べた。そして、「本件規定は、異性間の婚姻のみを定め、同性間の婚姻を許さず、これに代わる措置についても一切規定していないことから、個人の尊厳に立脚し、性的指向と同性間の婚姻の自由を保障するものと解される憲法24条の規定に照らして、合理性を欠く制度であり、少なくとも現時点においては、国会の立法裁量の範囲を超える状態に至っている」と指摘した。

また、憲法第14条第1項違反の判断において、札幌高裁判決は、「国会が立法裁量を有することを考慮するとしても、本件規定が、異性愛者に対しては婚姻を定めているにもかかわらず」、同性カップルに対して「婚姻を許していないことは、現時点においては合理的な根拠を欠くものであって、本件規定が定める本件区別取扱いは、差別的取扱いに当たる」として、同項にも違反すると判示した。

札幌高裁判決は、以上のとおり、本件規定は憲法第24条及び第14条第1項に違反するものであると判断したが、他方で、国会の議論や司法手続において、憲法の規定に違反することが口頭弁論終結時点では明白になっていたとはいえないとして、国会が本件規定を改廃していないことが国家賠償法上違法であるとはいえないとの結論を示した。もっとも、併せて、「喫緊の課題として、同性婚につき異性婚と同じ婚姻制度を適用することを含め、早急に真摯な議論と対応をすることが望まれるのではないかとと思われる」と指摘した。

#### (2) 東京高等裁判所の判断（東京一次訴訟）

東京高等裁判所2024（令和6）年10月30日判決において、同裁判所は、まず、婚姻は当事者間の親密な人的結合関係を社会的に正当なものであると認め、一定の効果を与える制度であるとした。本判決は、民法は、男女の夫婦とその間に生まれた子から成る家族を一般的に想定しているものの、このような家族だけを社会的に正当な家族の在り方として認めているわけではないとし、婚姻は、子の生殖よりも当事者間の永続的な関係を重視したものと理解されてきた旨を指摘した。これらを踏まえた上で、本判決は、婚姻をすることで、「自らの自由意思により人生の伴侶と定めた相手との永続的な人的結合関係について配偶者としての法的身分関係の形成ができることは、安定的で充実した社会生活を送る基盤を成すもの」であり、「個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益」として十分に尊重されるべきものとした。

そして、性的指向が同性に向く者については、こうした重要な法的利益やそれに伴う法的効果が、本人の意思で選択や変更をすることができない性的指向という属性により与えられていないという区別が生じているところ、こうした区別により生じる不利益は重大であり、区別に合理的根拠があるとはいえないとした。

その上で、本判決は、性的指向が同性に向く者について、現行法令が、民法第739条に相当する配偶者としての法的身分関係の形成にかかる規定を設けていないことは、憲法第14条第1項及び第24条第2項のいずれにも違反するとした。また、本判決は、この区別を解決するための具体的な立法については、個人の尊重（憲法第13条）及び法の下での平等（同法第14条）に立脚したものでなければならないという憲法上の要請があり、配偶者の地位にあることにより当然に生ずる権利について、男女間の婚姻と異なる規律とすることは、憲法第14条第1項違反となり得ると指摘した。さらに、具体的な制度の在り方が国会の合理的な立法裁量に委ねられるとしても、不合理な区別を解消する立法措置を採らないことの合理的根拠となるものではないとしている。

### (3) 福岡高等裁判所の判断

福岡高等裁判所2024（令和6）年12月13日判決（以下「福岡高裁判決」という。）において、同裁判所は、「婚姻をするかどうか、誰を婚姻の相手として選ぶかについては、完全に両当事者の自由かつ平等な意思決定に委ねられ」ており、その意味で、「婚姻についての個人の尊厳が保障されている」とした上で、憲法は、婚姻について個人の自由を保障す

るだけにとどまらず、婚姻の成立・維持について法制度による保護を受ける権利をも認めており、これは、憲法第13条が認める幸福追求権の一つであるとした。そして、こうした権利は、異性カップルも同性カップルも等しく有しているにもかかわらず、両当事者が同性である場合には、婚姻に係る法制度を設けず、法的保護を与えないことは、「同性の者を伴侶として選択する者が幸福を追求する途を閉ざしてしまう」ものであると批判し、この意味で、同性カップルを婚姻制度の対象外とする本件諸規定は幸福追求権の侵害であって憲法第13条に反するものであると断じ、その制約に合理性はないとした。

さらに、福岡高裁判決は、上記のとおり、本件諸規定のうち、同性カップルを婚姻制度の対象外とする部分は、個人の尊厳を定めた憲法第13条に反するのであるから、婚姻に関する法律は個人の尊厳に立脚して制定されるべき旨を定める憲法第24条第2項にも違反するとした。

また、福岡高裁判決は、同性カップルを婚姻制度の対象外とすることについては、合理的な根拠なく同性カップルを差別的に取り扱うものであって、憲法第14条第1項に違反することは明らかであるとした。そして、「端的に、異性婚と同じ法的な婚姻制度の利用を認めるのでなければ、憲法第14条第1項違反の状態は解消されるものではない」と指摘した。

#### (4) 名古屋高等裁判所の判断

名古屋高等裁判所2025（令和7）年3月7日判決（以下「名古屋高裁判決」という。）において、同裁判所は、憲法第14条及び憲法第24条第2項違反について、性的指向は自らの意思で選択や変更はできないことを認め、婚姻により両当事者が人的結合関係を形成することは、法律婚制度ができる以前から行われてきた「人間の本質的営み」であり、「個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益」とであると指摘した。そして、「人間が社会的存在であり、その人格的生存に社会的承認が不可欠であること」からして、そのような人的結合関係を社会的に承認されること自体も「個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益」とした。

その上で、本件諸規定が、異性間の人的結合関係についてのみ法律婚制度を定め、同性カップルが法律婚制度を利用する規定を全く設けていないことは、合理的な根拠を欠く差別的取扱いであり、立法裁量の範囲を超えており違憲であるとした。そして、その理由として、同性カップルによる法律婚制度の利用には具体的な弊害が生じるとはいい難いにもかかわらず、法律婚制度を利用できない同性カップルは、様々な法的利益や社会的利益

を享受することができないという不利益を被っていること、婚姻そのものに個人の尊厳と結び付いた本質的価値があることから、法律婚制度の本質的価値を享受することができないことにより個人の尊厳が損なわれているという不利益を受けていること等を挙げている。さらに、名古屋高裁判決は、同性カップルが共同して子を養育する場合が一定数存在するとした上で、同性カップルが法律婚制度を利用できないことにより、パートナーだけでなく、そのカップルが養育している子に対し、その生命・身体・福祉に「深刻な問題が生じ得る」と指摘した。

さらに、名古屋高裁判決は、パートナーシップ制度等、法律婚制度以外の制度では解消しきれない不利益が存在することを極めて具体的に認定した。

また、本判決は、嫡出推定制度や生殖補助医療制度等に言及しながら、同性婚の法制化により身分関係に混乱が生じることはなく、加えて、同性婚の法制化は、戸籍制度の重大な変更をもたらすものでもないとし、法律婚とは別制度を設ける場合とは異なり、法改正に当たり、「膨大な立法作業が必要になるとはいえない」と指摘した。

#### (5) 大阪高等裁判所の判断

大阪高等裁判所2025（令和7）年3月25日判決（以下「大阪高裁判決」という。）において、同裁判所は、大阪地裁判決が合憲判断を下した理由をことごとく排斥し、以下のとおり本件諸規定が憲法第14条第1項及び第24条第2項に違反しているとの判決を言い渡した。大阪高裁判決は、憲法第24条につき、「異性婚のみが婚姻法の基本原理及び基本原則に沿うことを規定したものではな」いこと、「同条が将来にわたって婚姻当事者を異性同士に限定し、婚姻制度から同性婚を排除する趣旨を含むものと解することはできない」こと、憲法第24条第1項が規定する「婚姻の自律性、権利の同等性及び相互協力性の基本原則は同性婚においても実現することができる」との解釈を示した。また、大阪高裁判決は、子をもうけることや自然生殖能力があることは婚姻の要件とはされておらず、「人間としての自然な、本能に由来する性愛感情を抱き合う関係自体をも婚姻関係として保護する」ものであるとして、同性同士であっても「可能な限り異性同士と同等に扱うのが個人の人格を尊重する個人の尊厳の要請に適う」とした。

大阪高裁判決は、相互に求め合う者同士が婚姻をすることができる利益は、個人の人格的生存と結びついた重要な法的利益に当たり、同性カップ

ルがこれを享受することができないのは、同性カップルの人格的利益を著しく損なうことになるとした。また、婚姻について「性愛を基礎とする親族身分的人的結合関係として規定している」ところ、「異性カップルは婚姻し、親族的身分関係を形成し、互いに権利と責任を負い、各種の法的効果を享受して安定した共同生活を営むことができる一方、同性カップルはこのような法的利益を享受することができ」ず、このような区別取扱いは合理的根拠に基づくものとはいえず、法の下での平等に反するとした。

また、本判決は、同性カップルの法的保護を法律上の婚姻と異なる形式で行うことは、性的指向によって、「その属性に基づく人格的生存の在り方において合理的理由のない差異を設けることになり、法の下での平等の原則に悖る」ばかりか、「新たな差別を生み出す」危惧があると指摘している。さらに、「婚姻の意義や主観的な価値は、国民一人一人が自らの人生観や価値観に照らして見出」すものであり、同性婚に対する国民感情が一樣でないことは同性婚を法制化しない合理的理由にはならないとした上で、異性間の婚姻と同じ保護を同性カップルに与えることを社会の多数者が認めなければ同性カップルの保護を認めないとするのは、性的少数者の権利利益を不当に制限するものであり、憲法第14条第1項の解釈として採用することができないとしている。

上記に加えて、大阪高裁判決は、生殖及び家族の在り方等が多様化した現代社会においては、嫡出推定制度は婚姻における不可欠な要素ではなく、同性婚を法制化した場合に嫡出推定規定の適用の可否について議論を要するところがあるとしても、同性婚の法制化を否定する理由にはならないこと、法的保護のない事実上の共同生活を妨げられないことや既存の法制度の活用により婚姻の一部の法的効果に類似した法的地位を獲得できることは区別の合理性を基礎付けるものではないことなども判示しており、大阪地方裁判所における合憲の理由、国の主張のいずれも合理的な理由がないことを示している。

### 3 同性カップルの婚姻が認められないことについての違憲性

以上の判決が示すとおり、同性の当事者の婚姻が認められていないことは、婚姻の自由を侵害し、平等原則に違反するものである。また、異性の者とは婚姻できるが、同性の者とは婚姻できないというのでは、同性間の関係を婚姻として保護することに否定的な評価をしていることになり、憲法第24条第2項が立脚すべきとする個人の尊厳を損なっている。

いうまでもなく、婚姻できないということは、民法の定める婚姻の効果を享受できないのみならず、今日の各種法令が婚姻に与える利益をも享受できないということであり、それらの不利益は数としても、程度としても大きい。同性カップルがこれらの利益を一つずつ獲得していけば問題が解消するというものではなく、まさに人権の問題として考えるべきことである。

## 第4 同性カップルの法的保護を求める動き

### 1 国際的な動向

西欧諸国では、性的指向による差別の禁止や婚姻及び家族形成の権利保護に関する条約を背景に同性カップルを保護する法整備が進み、1989年にデンマークで登録パートナーシップ制度が始まった。その後、他の西欧諸国でも、同性パートナーシップの法的保障が進められた。

それに続いて、2000年、世界で初めてオランダで同性間にも異性間と同様に法律婚が認められた（2001年施行）。以後、ベルギー、スペイン、カナダ、南アフリカ、ノルウェー、スウェーデン、ポルトガル、アイスランド、アルゼンチン、デンマーク、ブラジル、フランス、ウルグアイ、ニュージーランド、英国、ルクセンブルク、メキシコ、アメリカ、アイルランド、コロンビア、フィンランド、マルタ、ドイツ、オーストラリア、オーストリア、台湾、エクアドル、コスタリカ、チリ、スイス、スロヴェニア、キューバ、アンドラ、ネパール、エストニア、ギリシャ、リヒテンシュタイン、タイでも同性同士の婚姻が実現し、実現した国・地域は39となった（2025年1月時点）。このように同性同士の婚姻は、西欧をはじめとしたヨーロッパ諸国だけでなく、南北アメリカ及びオセアニアを中心に可能となっており、アジアでも台湾、ネパール及びタイで実現している。

また、国際連合（以下「国連」という。）においては、2022年、自由権規約委員会が、日本政府に対して、同性カップルが、公営住宅へのアクセス及び同性婚を含む、自由権規約に規定された全ての権利を国内で享受できるようにすること等を勧告した。さらに、2023年に国連人権理事会が出した普遍的・定期的レビュー作業部会の報告書でも、5つの国が日本に対して、同性婚の法制化を勧告している。また、2024年、女性差別撤廃委員会は日本政府に対し、「同性婚、国際私法に基づいて締結された婚姻及び登録された婚姻を認め、同性婚又は事実婚の女性による養子縁組を認める」よう勧告している。

### 2 日本における動向

#### (1) 地方自治体パートナーシップ制度の広がりとその効果

2015年に、渋谷区が条例により、区長が同性カップルのパートナーシップに関する証明をすることができることを定めた。また、世田谷区が要綱により、同性カップルが区職員の面前において区長に対しパートナーシップの宣誓を行い、宣誓書受領証及び宣誓書の写しを交付することを定めた。その後、同性又は性別のいかんを問わずに、カップル（あるいは、カップル及びその子どもたち）について、その関係を公的に認めるパートナーシップ制度が各地方自治体において設けられるようになっていく。

現在、パートナーシップ制度が導入された地方自治体に居住する者の割合は、日本の総人口のうち90%を超えている。

このような制度の導入は、地方自治体の権限において構築し得る最大限の内容をもつ制度として意義があり、公権力が明確に、性的指向が同性に向く者及び性自認が法令上の性別と異なる者の存在を認め関心を示したという点において画期的なものであった。また、同性間の関係について市民の正しい理解を促進し、現在のような広がりを見せたことは、今日における国民の考え方の趨勢を端的に示すものといえる。

しかし、もとより地方自治体の条例等の制定権の範囲には、法律である民法の改廃が含まれておらず、地方自治体のパートナーシップ制度は、家族に関する法の基本を定める民法の婚姻の制度を変更修正する効力を持つことはなく、およそ法制度としての婚姻の代替になるものではない。

## (2) 「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」としての同性カップルの保護

今日、様々な法律において、「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」を法律上の配偶者と同様の扱いをする定めが置かれている。これらの規定が、事実上婚姻関係にある者と同様の共同生活を送っている同性カップルに適用されるかについて、問題となる場合がある。

最高裁判所は、2024（令和6）年3月26日判決において、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「犯給法」という。）第5条第1項第1号が遺族給付金の支給を受けることができる遺族として「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」を掲げていることについて、同法の趣旨を検討した上、同法の解釈として、犯罪被害者と同性の者も犯給法第5条第1項第1号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当し得るとした。この判例は、犯給法の解釈という特定の場面においてであるが、最高裁判所が同性間の関係に異性間の関係と同様の価値を認めた最初のものとして重要な意義がある。

### (3) 世論の支持の広まり

日本国内における同性婚の賛否の調査は、渋谷区でのパートナーシップ制度の導入が報道された2015年2月より前はほとんど行われていなかったが、同時期以降、しばしば行われるようになった。同年の調査において、既に賛成は多数に上っていた。

その後、調査によって数値は異なるものの、反対が多数となる調査は一つもない。賛成が反対の2倍以上となっている調査がほとんどであり、中には賛成が反対の3倍以上となっている調査や、7割以上が賛成している調査も少なからずある。

このように、世論は変化してきており、同性婚の法制化に対する支持は大きく広がっている。

## 第5 同性間の婚姻を直ちに認め民法等関連する法令の改正をなすべきであること

### 1 異性間の婚姻と同じ制度によるべきであること

同性カップルを法的に保護するための制度は婚姻だけではなく、同性カップルの人的結合関係を公証して婚姻に準じた地位を付与する登録パートナーシップ制度やカップルの共同生活に関する契約に基づく届出制度である民事連帯契約等の別制度もあり得ることから、これらのような別制度により同性カップルを保護すれば十分であるとの見解や、あえて別制度により同性カップルを保護すべきであるとの見解（以下「別制度論」という。）も見受けられる。しかし、これらの見解に対しては、大いに異議を唱える。

これらの別制度論は、同性カップルの法的保護を婚姻とは異なる制度で行うことにより現行法の違憲性が解消されるという見解であるが、この見解によると、性的指向や性自認という本人の意思によって選択・変更することができない重要な属性によって、異性カップルとの間で合理的理由のない差異を設けることになり、違憲性を解消することにはならない。

この点については、福岡高裁判決が「幸福追求権としての婚姻の成立及び維持について法制度による保護を受ける権利は、男女のカップル、同性のカップルのいずれも等しく有していると解されるから、同性のカップルについて法的な婚姻制度の利用を認めないことによる不平等は、パートナーシップ制度の拡充又はヨーロッパ諸国にみられる登録パートナーシップ制度の導入によって解消されるものではなく（中略）端的に、異性婚と同じ法的な婚姻制度の利用を認めるのでなければ、憲法14条1項違反の状態は解消されるものではない」と述べ、大阪高裁判決も「法制化に当たって嫡出推定規定の適用等において検

討を要するところがあることなどをもって、同性カップルの法的保護を法律上の婚姻と異なる形式で行うことは、性的指向という人間の自然的、本質的属性によって、その属性に基づく人格的生存の在り方において合理的理由のない差異を設けることになり、法の下での平等の原則に悖るものといわざるを得ない」と述べ、別制度論を明確に否定している。

また、別制度論では現行法の違憲性を解消できないにとどまらず、同性カップルへの差別を固定化することにつながるという問題も生じる。すなわち、同性カップルを婚姻制度から排除し、異性カップルとは異なる別制度を利用させることは、それが仮に法的効果が同じ制度であっても、同性カップルの関係を法律上の婚姻とは異なる立場に位置付けることになり、同性カップルに対する差別を正当化し、固定化することとなる。

この点についても、大阪高裁判決が「同性カップルについてのみ婚姻とは別の制度を設けることは、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑みると、新たな差別を生み出すとの危惧が拭えない」と指摘するとおりである。

したがって、現行法の違憲性を解消するためには、異性カップルが利用できる婚姻制度を、同性カップルが利用できるようにする以外の方策は存在しない。

## 2 直ちに同性婚を認めるべきであること

前述のとおり、国が同性カップルを婚姻制度から排除していることについて裁判所は重ねて違憲判断を下しており、国は早急に現在の状況の違憲性を解消しなければならない。

ところが、同性婚の法制化に向けた国会での議論は全く進んでいない状況である。政府は、2015年2月以来、憲法は同性婚を想定しておらず、同性婚の制度化は「家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要する」との答弁を繰り返してきた。

しかし、例えば、立法作業についていえば、当事者の性別が婚姻の妨げとならないことを明示する条文を新設し、又は語句を追加した上で、「夫婦」や「父母」といった異性婚のみを前提とする語句を同性婚にも当てはまる語句に変更すれば基本的には足り、抜本的な改正が必要となるわけではない。嫡出推定規定の適用の可否等については議論を要するものの、同性の当事者も同じく婚姻届をして配偶者となることを可能とすることは、困難なものではない。

他方で、前述のとおり、同性婚が認められずにいることによる弊害は極めて大きい。同性カップルは、個人の人格的利益が侵害され、かつそれと結びつい

た重要な法的利益も侵害され続けている。さらに、それが回復されないまま多くの人が亡くなっているという現実がある。

違憲状態をこれ以上放置することは許されず、直ちに、同性婚を認め、民法等関連する法令の改正をなすべきである。

## 第6 結語

婚姻には、個人の尊厳に結びついた本質的な価値があり、婚姻により自らが望む相手と永続的な人的結合関係を築いて配偶者としての法的身分関係を形成することは、「個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益」であり、そしてこのような重要な法的利益を異性カップルに対してのみ認め、同性カップルに認めないことは、合理的理由のない差別にほかならない。このことは、第3で述べたとおり、多くの裁判所の判断において共通して判示されているところである。特に札幌高裁判決が、最後に付言として「同性間の婚姻を定めることは、国民に意見や評価の統一を求めることを意味しない。根源的には個人の尊厳に関わる事柄であり、個人を尊重するということであって、同性愛者は、日々の社会生活において不利益を受け、自身の存在の喪失感に直面しているのだから、その対策を急いで講じる必要がある」と指摘していることは大いに着目すべきである。同判決が指摘するように、同性カップルに婚姻を認めないこと自体が重大な人権侵害であり、法令上の性別にかかわらず婚姻を可能にすることは、性的指向が同性に向く者及び性自認が法令上の性別と異なる者の尊厳を回復するための喫緊の課題である。

当連合会は、少数者の人権擁護を使命とする司法の一翼を担う者として、この問題に積極的に取り組む責務を自覚するとともに、当連合会として、「婚姻の平等」が実現するその日まで全力を尽くすことをここに決意する。